

令和8年度に福井県で狩猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領(県内在住者用)

福井県に住所を有する者で、県内で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとします。

1 狩猟者登録申請書の提出先

下表のとおり、住所地を管轄する農林総合事務所または嶺南振興局へ提出する。

住所のある市町	提出先	住 所	電話番号
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所 林業・木材活用課	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	0776 (21) 8213
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	〒913-8511 坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	0776 (81) 3223
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	〒912-0016 大野市友江11-10 奥越合同庁舎	0779 (65) 1492
越前市、鯖江市、池田町、 越前町、南越前町	丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	〒915-0882 越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	0778 (23) 4961
敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	嶺南振興局二州農林 部林業水産課	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	0770 (22) 0291
若狭町(旧上中町)、小 浜市、高浜町、おおい町	嶺南振興局林業水産 部林業・木材活用課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	0770 (56) 2218

2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 1部
登録を受けたい免許の種類が複数の場合でも、1枚の申請書で申請できます。
- (2) 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面 1部
(損害賠償能力(3,000万円以上)を有することの証明書)の次のうちいずれか
ア) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書(3,000万円以上)
イ) 損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(3,000万円以上)
ウ) 上記のアまたはイに準ずる資産を証明する書類(資産に関する市町長等が発行した証明書(金融機関の預金残高証明書、固定資産の評価額証明書または名寄帳)(3,000万円以上)等)
- (3) 証明写真〔カラーコピー不可、最近6カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景(3.0×2.4cm)〕 2枚
※裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、1枚を申請書の所定欄に貼付すること。
- (4) 狩猟税申告書 1部
- (5) 狩猟税の減免、特例措置を受けようとする者(下記の ア)、イ)の対象者に限る)は、その証明書類 1部
ア) 狩猟税の減免
当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者または扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者は、住所地の市町村長の発行した証明書

イ) 課税免除等の特例措置

対象者と必要書類は次表のとおりです。

平成 27 年度税制改正に伴う狩猟税の特例措置（減免措置）を受ける場合に必要書類

※税額は、3（1）狩猟税の表を参照

対象者	税率	必要書類
①対象鳥獣捕獲員	課税 免除	・ 福井県内の市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 9 条第 2 項に規定する鳥獣被害防止実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事することが見込まれる者として福井県内の市町長に指名又は任命された者であることを証する書類）
②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	課税 免除	1. 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている鳥獣捕獲等事業の認定証の写し 2. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 3. 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者により、法第 14 条の 2 の指定管理鳥獣捕獲等事業又は法第 9 条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業が狩猟者登録の申請前 1 年以内に福井県内で実施されたことを証する書類（契約書等の写し） 4. 3 の事業等に従事したことを証する従事者証の写し、またはこれに準ずるものとして、市町または県が別途発行した従事者証の内容を証明する書面
③許可捕獲等をした者 （法第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理の目的に限る）を受けて福井県内で捕獲等を行った者）	1/2 （100 円未満は切捨）	・ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に交付された捕獲許可証の写し、または、これに準ずる書面として、許可権者（市町または県）が許可証に記載された内容を証明する書類 ・ 法第 9 条 13 項に係る報告（捕獲等の結果）または許可証に基づき出動した日と捕獲活動内容を記載した書類
④許可捕獲等に従事した者 （法第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理の目的に限る）を受けて福井県内で捕獲等を行った者）の従事者として捕獲等を行った者	1/2 （100 円未満切捨）	・ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に交付された従事者証の写しまたは、これに準ずる書面として、許可権者（市町または県）が従事者証に記載された内容を証明する書類 ・ 従事者証に基づき出動した日と捕獲活動内容を記載した書類

3 狩猟税・狩猟者登録手数料および郵送料等

(1) 狩猟税

免 許 の 種 類	狩猟者の登録の区分	税 額	
		所得割額の納付 を要する者	所得割額の納付 を要しない者
網 猟	①対象鳥獣捕獲員	免除	免除
	②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	免除	免除
	③許可捕獲等をした者	4,100円	2,700円
	④許可捕獲等に従事した者	4,100円	2,700円
	上記に該当しない者	8,200円	5,500円
わな猟	①対象鳥獣捕獲員	免除	免除
	②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	免除	免除
	③許可捕獲等をした者	4,100円	2,700円
	④許可捕獲等に従事した者	4,100円	2,700円
	上記に該当しない者	8,200円	5,500円
第一種 銃 猟	①対象鳥獣捕獲員	免除	免除
	②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	免除	免除
	③許可捕獲等をした者	8,200円	5,500円
	④許可捕獲等に従事した者	8,200円	5,500円
	上記に該当しない者	16,500円	11,000円
第二種 銃 猟	①対象鳥獣捕獲員	免除	
	②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	免除	
	③許可捕獲等をした者	2,700円	
	④許可捕獲等に従事した者	2,700円	
	上記に該当しない者	5,500円	

(2) 狩猟者登録手数料

1 件につき 1,800円

(例：網猟、わな猟、第一種銃猟の3種類の登録を受けようとする場合は、
手数料は、3件×1,800円 = 5,400円)

(3) 狩猟税および手数料等の納付方法

令和7年度から県証紙が廃止になりました。下記の方法で納入（手数料に限り、手数料納付システムも利用できます）してください。

※申請書の収納証明書類貼付欄に、福井県猟友会が発行する領収済報告書（アの場合）、または振込明細票（イの場合）を貼付ください（手数料申込番号記載の場合は除く）。

ア) 福井県猟友会の会員

所属する支部を通じて福井県猟友会へ納入してください。

イ) 上記ア) 以外の方

下記の口座振込に限るものとし、その他の方法（現金書留、窓口での現金払いなど）は受け付けません。

(振込先)
福井銀行県庁支店
口座名義 一般社団法人 福井県猟友会
口座番号 普通預金口座 0056425

※振込依頼人は、必ず、申請者の氏名を記載してください。振込依頼人名が申請書の氏名と異なると納入確認ができなくなります。

(4) 狩猟者登録証等の受取方法

「1 狩猟者登録申請書の提出先」または、猟友会支部で受け取ってください。

4 受付期間

(1) お住まいの区域を管轄する申請書の提出先に問い合わせください。

(2) 業務時間（平日の8時30分～17時15分）以外は、受付業務を行いません。

(3) 令和8年9月18日（金）までに申請書が到着しないときは、初猟日（11月1日）までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。

令和8年10月9日（金）までに申請書が到着しないときは、11月15日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。

6 その他

(1) 申請書等に不備（記入漏れ、住所等の相違、証明印漏れ等）がある場合は、受理しないので、注意してください。

(2) 申請書には、平日、確実に連絡の取れる連絡先（自宅などの電話番号、携帯電話番号）を記入してください。

(3) 狩猟者登録証の即日交付は行いません。

(4) 福井県猟友会の会員の申請書は猟友会支部でとりまとめて提出してください。

(5) 福井県では、全域でイノシシへの豚熱(CSF)ウィルスの感染が確認されており、豚熱(CSF)が確認された地点から半径10kmの区域(感染確認区域)で捕獲したイノシシおよびその肉・内臓・血液・皮などは、感染確認区域外へ持ち出しはできません。以上のことを理解のうえ、狩猟者登録申請をしてください。